(2)　国が行う化学品の分類（産業標準化法に基づく日本産業規格Ｚ七二五二（ＧＨＳに基づく化学品の分類方法）に定める方法による化学物質の危険性及び有害性の分類をいう。）の結果、危険性又は有害性があるものと令和三年三月三一日までに区分された物（以下「特定危険性有害性区分物質」という。）のうち、次に掲げる物以外のもので厚生労働省令で定めるもの

イ　令別表第三第一号1から7までに掲げる物

ロ　(1)に掲げる物

ハ　危険性があるものと区分されていない物であって、粉じんの吸入によりじん肺その他の呼吸器の健康障害を生ずる有害性のみがあるものと区分されたもの

(3)　他の物（(1)及び(2)に掲げる物の含有量が厚生労働大臣の定める基準未満であるものを除く。）

(4)　令別表第三第一号1から7までに掲げる物を含有する製剤その他の物（同号8に掲げる物を除く。）で、厚生労働省令で定めるもの

(二)　譲渡又は提供時にその名称等を通知しなければならない物を、次のように定めることとした。（第一八条の二関係）

(1)　令別表第九に掲げる物

(2)　特定危険性有害性区分物質のうち、次に掲げる物以外のもので厚生労働省令で定めるもの

イ　令別表第三第一号1から7までに掲げる物

ロ　(1)に掲げる物

ハ　危険性があるものと区分されていない物であって、粉じんの吸入によりじん肺その他の呼吸器の健康障害を生ずる有害性のみがあるものと区分されたもの

(3)　他の物（(1)及び(2)に掲げる物の含有量が厚生労働大臣の定める基準未満であるものを除く。）

(4)　令別表第三第一号1から7までに掲げる物を含有する製剤その他の物（同号8に掲げる物を除く。）で、厚生労働省令で定めるもの

(三)　(一)の(1)及び(二)の(1)に掲げる物を、次のように定めることとした。（別表第九関係）

(1)　アリル水銀化合物
(2)　アルキルアルミニウム化合物
(3)　アルキル水銀化合物
(4)　アルミニウム及びその水溶性塩
(5)　アンチモン及びその化合物
(6)　イットリウム及びその化合物
(7)　インジウム及びその化合物
(8)　ウラン及びその化合物
(9)　カドミウム及びその化合物
(10)　銀及びその水溶性化合物
(11)　クロム及びその化合物
(12)　コバルト及びその化合物
(13)　ジルコニウム化合物
(14)　水銀及びその無機化合物
(15)　すず及びその化合物
(16)　セレン及びその化合物
(17)　タリウム及びその水溶性化合物
(18)　タングステン及びその水溶性化合物
(19)　タンタル及びその酸化物
(20)　鉄水溶性塩
(21)　テルル及びその化合物
(22)　銅及びその化合物
(23)　鉛及びその無機化合物
(24)　ニッケル及びその化合物
(25)　白金及びその水溶性塩
(26)　ハフニウム及びその化合物
(27)　バリウム及びその水溶性化合物
(28)　砒素及びその化合物
(29)　弗素及びその水溶性無機化合物
(30)　マンガン及びその無機化合物
(31)　モリブデン及びその化合物
(32)　沃素及びその化合物
(33)　ロジウム及びその化合物

3　施行期日等

(一)　経過措置

(1)　名称等の表示等に関する経過措置（附則第二条関係）

イ　2の(一)の(1)から(3)までに掲げる物（2による改正前の令（以下「旧令」という。）第一八条第一号及び第二号に掲げる物を除く。）のうち、有害性が相対的に高いものとして厚生労働省令で定めるもの（ロにおいて「高有害性区分物質」という。）であって、この政令の施行の日において現に存するものについては、令和八年三月三一日までの間は、労働安全衛生法（以下「法」という。）第五七条第一項の規定は、適用しないこととした。

ロ　2の(一)の(1)から(3)までに掲げる物（旧令第一八条第一号及び第二号に掲げる物並びに高有害性区分物質を除く。）については、令和八年三月三一日までの間は、法第五七条の規定は、適用しないこととした。

ハ　ロの物であって、令和八年四月一日において現に存するものについては、令和九年三月三一日までの間は、法第五七条第一項の規定は、適用しないこととした。

(2)　名称等の通知に関する経過措置（附則第三条関係）

2の(二)の(1)から(3)までに掲げる物（旧令第一八条の二第一号及び第二号に掲げる物並びに有害性が相対的に高いものとして厚生労働省令で定める物を除く。）については、令和八年三月三一日までの間は、法第五七条の二の規定は、適用しないこととした。

(二)　関係政令について所要の規定の整理を行うこととした。（附則第四条関係）

(三)　施行期日

この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。ただし、1及び(二)については、公布の日から施行することとした。

◇新型インフルエンザ等対策推進会議令の一部を改正する政令（政令第二六六号）（内閣官房）

1　新型インフルエンザ等対策推進会議に置かれている基本的対処方針分科会、医療及び公衆衛生分科会、社会経済活動分科会並びに新型コロナウイルス感染症対策分科会を廃止することとした。（第四条関係）

2　この政令は、一部の規定を除き、令和五年九月一日から施行することとした。

◇麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令（政令第二六七号）（厚生労働省）

1　次に掲げる物を麻薬に指定することとした。（第一条関係）

(一)　Ｎ－（一－アミノ－三・三－ジメチル－一－オキソブタン－二－イル）－一－ブチル－一Ｈ－インダゾール－三－カルボキサミド及びその塩類

(二)　二－（四－エトキシベンジル）－五－ニトロ－一－［二－（ピロリジン－一－イル）エチル］ベンズイミダゾール及びその塩類

(三)　一－（二－ジエチルアミノ）エチル－二－（四－エトキシベンジル）ベンズイミダゾール及びその塩類

(四)　一－（二－ジエチルアミノ）エチル－五－ニトロ－二－（四－プロポキシベンジル）ベンズイミダゾール及びその塩類

(五)　二－（メチルアミノ）－一－（三－メチルフェニル）プロパン－一－オン及びその塩類

(六)　四－メチル－一－フェニル－二－（ピロリジン－一－イル）ペンタン－一－オン及びその塩類

(七)　一－［三－メチル－四－（三－フェニルプロパ－二－エン－一－イル）ピペラジン－一－イル］ブタン－一－オン及びその塩類

2　この政令は、公布の日から起算して三〇日を経過した日から施行することとした。

◇自衛隊法施行令の一部を改正する政令（政令第二六八号）（防衛省）

1　令和五年三月卒業の防衛医科大学校卒業生が離職した場合における償還金の算定の基礎となる金額について、防衛省設置法第一六条第一項第一号の教育訓練を修了した者においては四、三六三万円、同項第二号の教育訓練を修了した者においては九三六万円、同項第三号の教育訓練を修了した者においては九三五万円とすることとした。（別表第一一関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。